

Title	東京歯科大学学会会則
Journal	歯科学報, 117(2): 172-173
URL	http://hdl.handle.net/10130/4230
Right	
Description	

東京歯科大学学会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は東京歯科大学学会(Tokyo Dental College Society)と称する。
- 第2条 本会は歯科医学及び関連医学の進歩、発展に寄与し、あわせて会員相互の親睦をはかることを目的とする。
- 第3条 本会は事務所を東京歯科大学内に置く。

第2章 事 業

- 第4条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 学術大会、総会、例会その他の集会
 - (2) 機関誌の発行(歯科学報 The Shikwa Gakuho)
 - (3) 内外諸学会との交流
 - (4) その他、本会の目的達成に必要な事業

第3章 会 員

- 第5条 本会は、本会の趣旨に賛同する者をもって構成し、正会員、名誉会員、特別会員ならびに準会員とする。
- (1) 正会員は東京歯科大学および東京歯科大学短期大学の教員、大学院研究科生、専攻生、専修科生、臨床研修歯科医、同窓会員ならびにその他学会の役員会で承認されたものとする。
 - (2) 名誉会員は別に定める推薦規定により会長が推挙し、理事会の議を経て委嘱するものとし、評議員会ならびに総会に報告する。
 - (3) 特別会員は所定の会費を前納した団体または機関とする。
 - (4) 準会員は原則として本学学生および本学短期大学学生とする。
 - (5) 名誉会員は終身会員であり、機関誌の配布を受け学術大会および総会ならびに例会に参加することができる。
- 第6条 本会の年会費は次のとおりとする。
- (1) 正 会 員 7,000円
 - (2) 名誉会員 会費免除
 - (3) 特別会員 7,000円
 - (4) 準 会 員 500円

第4章 役 員

- 第7条 本会に次の役員を置く。
- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 理 事 若干名
 - (4) 評議員 若干名
 - (5) 監 事 2名
- 第8条 会長は本会を代表し会務を総括する。
- 第9条 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは会長の指名する副会長がその会務を代行する。
- 第10条 理事は、学会、編集、庶務および会計ならびに委員会活動などを分掌し、本会の企画、運営にあたる。
- 第11条 評議員は会長の諮問に応じ、本会運営上の重要事項を審議する。
- 第12条 監事は、会務および会計の監査を行う。
- 第13条 会長は東京歯科大学学長がこれに当たる。副会長、理事、監事および評議員は会長が委嘱する。ただし、本学および本学短期大学の専任教授および准教授は評議員となる。
- 第14条 会長は必要に応じ、各種委員会の委員長および委員を任命することができる。
- 第15条 役員の任期は会長の任期と同一とする。ただし重任を妨げない。

第5章 学術大会および総会ならびに例会

第16条 本会は毎年学術大会および総会を1回、例会を毎年1回開催する。

第17条 総会は正会員と名誉会員により構成され、毎年1回学術大会の期間中に開催する。ただし会長が必要と認めたときは臨時総会を開くことができる。

第6章 会 計

第18条 本会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもって当てる。

第19条 本会の会費は、毎年度初めにこれを納付するものとする。

第20条 本会の収支決算および予算は理事会ならびに評議員会の議を経て総会の承認を得なければならない。

第21条 本会の会計は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 会 則 の 変 更

第22条 会則の変更は理事会ならびに評議員会の議を経て総会の承認を得なければならない。

第8章 附 則

第23条 (1) 本会則は昭和32年1月26日より施行する。

(2) 本会則は昭和50年10月19日より施行する。

(3) 本会則は昭和54年10月21日より施行する。

(4) 本会則は平成4年4月1日より施行する。

但し平成3年10月1日より平成4年3月31日までは現行会則を施行する。

(5) 本会則は平成7年4月1日より施行する。

(6) 本会則は平成11年4月1日より施行する。

(7) 本会則は平成19年4月1日より施行する。

(8) 本会則は平成22年10月16日より施行する。

(9) 本会則は平成29年4月1日より施行する。